



## 12月1日～31日は「歳末火災特別警戒」

### おうち時間 家族で点検 火の始末

例年この時季は、歳末の忙しさから、調理器具や暖房器具の消し忘れなどによる火災が発生しています。

あらためて防火について家族みんなで話し合い、次のことに注意しましょう。

○外出や就寝時には、「もう一度」火の元を確認する。

○コンロを使用しているときは、絶対にその場を離れない。

○暖房器具の近くに燃えやすい物を置かない。

○放火を防ぐため、家の周りに燃えやすい物を置かないよう

にし、物置・車庫などには施錠する。

お問合せ 消防本部予防課 ☎22-2144

### 住宅用火災警報器の設置・点検を！

全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

警報器の故障・電池切れやほこりの付着は、火災を正常に感知しなくなるおそれがありますので、定期的に点検や清掃をしましょう。

お問合せ 消防本部予防課 ☎22-2144

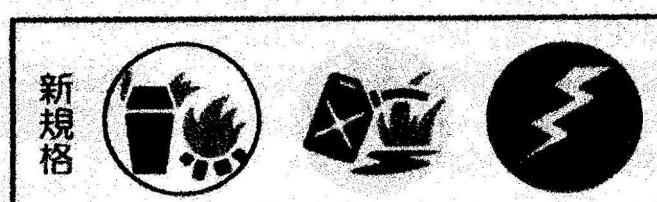
### 消火器の交換について

消防法令に基づいて設置されている消火器に「普通」「油」「電気」と文字で記載されているマークがあるもの（旧規格消火器）は、3年12月31日までに交換が必要です。

4年1月1日以降は、旧規格消火器の使用は認められませんので、期限までの交換をお願いします。なお、ご家庭で自主的に設置されている消火器は対象ではありません。

詳しくは市のHPをご覧ください。

お問合せ 消防本部指導課 ☎22-2151



### 令和4年度から「甲種防火管理新規講習」の実施機関が変わります

令和4年度から、函館市における「甲種防火管理新規講習」は、「一般財団法人日本防火・防災協会」が実施します。函館市消防本部では受付できませんのでご注意ください。詳しくは、消防本部予防課（☎22-2144）または市のHPでご確認ください。

広報・市政、はこだてより

